

自主規制規則の制定等に関する基本的考え方

平成 23 年 1 月 18 日
日本証券業協会

昨年 6 月に取りまとめられた「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会」（中間論点整理）を踏まえ、実効性のある自主規制規則の制定・改正（以下「制定等」という。）を目的に、「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」を取りまとめた。

今後、本協会として、自主規制規則の制定等を行うに当たっては、この基本的考え方に沿って対応していくこととする。

1．問題の早期発見・早期対応

本協会は、法令・諸規則等による明確な規制がない金融商品及び金融商品取引に関して、A T C（問題の早期発見、アヘッド・オブ・ザ・カーブ）機能の活用等により、市場の公正性・透明性の確保及び利用者保護の観点から、将来において問題が発生する可能性があるか検証するとともに、検証の結果、可能性が認められる場合には、法令による規制の導入に先立ち、機動的に自主規制規則（以下「規則」という。）の制定等を行うものとする。

また、本協会は、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）等に寄せられた投資者からの苦情・あっせん等に関する情報や市場関係者からの各種情報の把握に努めるとともに、行政当局とも密接に連携を図りつつ、問題等の早期発見・早期対応に努めるものとする。

2．プリンシプル・ベースとルール・ベースとの適切な組み合わせ

規則の個別具体的な規定が潜脱される事案を防止するため、新たに規則の制定等を行う際には、必要に応じて、規則にプリンシプル条項（一般包括条項）の導入を検討するものとする。

また、詳細な規則を設定することによって協会の予見可能性を高める規制体系である「ルール・ベースの規制」と、詳細な規則を設定せずに行動規範や行動原則のみを示す規制体系である「プリンシプル・ベースの規制」とを、規制の局面に応じて相互補完的にベスト・ミックスとなるように適宜組み合わせることにより、協会の自主的な取組みを助長するような規則の整備を図るものとする。

3．規制コストにも配慮した規則の制定等

自主規制会議又は関係委員会の下部に設置したワーキング・グループ等において、協会の事務コストに大きく影響する施策や協会員あるいは協会自身がインフラ等の整備を行う必要がある施策の提言等を行う際には、協会員の意見・要望等を踏まえつつ、費用対効果の検証など規制コストを含めた議論を充実していくものとする。

4．規則の見直し

本協会は、法令諸規則の改正等を適確に把握し、規則の制定等が必要なものについて規則を所管する委員会及びワーキング・グループ等（以下「規則所管委員会等」という。）において審議を行い、随時、必要な見直しを行うものとする。

また、協会員等からの意見・要望を受け、規則の中で市場環境等の変化により現状に則していないもの又は新たに自主規制での対応が必要なものなどについて、規則所管委員会等において審議を行い、随時、必要な見直しを行うものとする。

これに加え、定期的（年1回程度）に、協会員等に対して規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管委員会等において審議を行い、見直しを行うものとする。

以 上